

東レ健康保険組合 理事長 殿

傷病手当金・出産手当金を受給しない場合の誓約書

健康保険扶養認定申請にあたり、下記のとおり誓約いたします。

なお、下記誓約内容に反した場合は認定日に遡って資格を喪失し、当該期間中に受けた保険給付を全額返還するとともに健康保険法第217条に基づき10万円以下の過料に処されることに同意します。

記

1. このたびの扶養申請に際し、傷病手当金又は出産手当金を受給いたしません。
2. 当初の予定を変更し、傷病手当金又は出産手当金を受給する場合は、速やかに被扶養者削除の手続きを行います。

以上

関連条文

健康保険法第217条

被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなく第197条第2項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったときは、10万円以下の過料に処する。

健康保険法第197条2項

保険者（健康保険組合）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

令和 年 月 日提出

被保険者証 記号 番号

事業所名

被保険者名（自署）

認定対象者名

続柄